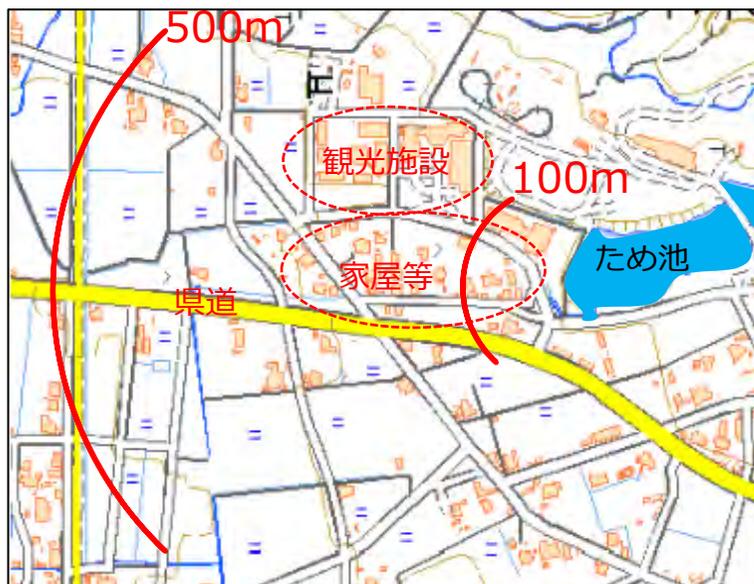


防災重点農業用ため池の防災工事の推進

【防災重点農業用ため池】

決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を都道府県知事が「防災重点農業用ため池」に指定し、防災工事を推進しています。



＜具体的な基準＞

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に住宅等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、住宅等との位置関係、管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の概要

○「劣化状況評価」は、全ての防災重点農業用ため池を対象として実施します。

○「地震・豪雨耐性評価」は、次に掲げる要件のいずれかに該当する防災重点農業用ため池を優先して実施します。

①指定緊急避難場所若しくは指定避難所又は病院、警察署、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設が浸水区域に存するもの

②緊急輸送道路が浸水区域に存するもの

③住宅等の居住者及び利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして、都道府県知事が特に必要と認めるもの

※それぞれ廃止工事を実施するものは除きます。

専門技術者が実施

劣化状況評価

◆ 専門技術者が堤体等の劣化の要因を分析し、現状の安全性を評価した上で、危険なため池の対策を実施。

◆ 「劣化状況評価等の手引き」を参考に、現状において変状箇所等のデータを収集し、評価を実施。

- ・堤体の変形では、断面が5%以上の面積率で変形していないか計測
- ・漏水量では、堤体長100mあたり60ℓ/minを越えていないかの計測
- ・洪水吐等構造物の劣化診断 など



堤体からの漏水量計測



洪水吐構造物のクラック測定

専門技術者が実施(コンサル発注)

地震・豪雨耐性評価

◆ 地震や豪雨に対する、堤体等の安全性を評価し、構造上の安全性基準を満たしていないものの対策を実施。

◆ 土地改良事業設計指針「ため池整備」を参考に、地質調査、土質調査、降雨データの収集等を行い、堤体の耐震計算、洪水吐の流量計算により、評価を実施。



豪雨に対する詳細調査
(洪水吐の構造を調査)



地震に対する詳細調査
(ボーリングによる土質調査)

農村地域防災減災事業(国庫補助)が活用可能

R12まで定額(国費100%)

防災重点農業用ため池の防災工事の概要

○「劣化状況評価」や「地震・豪雨耐性評価」の結果を踏まえ、老朽化に対する改修、洪水や地震に対する補強、堤体の開削による廃止を行うことにより、災害を未然に防止します。

老朽化対策

老朽化による堤体の漏水や法面の侵食等の防止



改修前



改修後(法面保護による侵食防止)

地震対策

堤体を補強し、地震時の被災を防止



改修前



改修後(押さえ盛土による補強)

豪雨対策

洪水吐きの拡幅などにより、洪水を安全に下流へ流下



改修前



改修後(洪水流下能力の向上)

ため池の廃止

堤体を開削し、貯水機能を喪失



堤体の一部撤去(下流側より)



堤体のV字カット(下流側より)